

## 交渉の議事要旨

### (開催日時)

平成22年12月20日(月) 10:00~10:30(30分)

### (開催場所)

釧路地方合同庁舎7階会議室

### (出席者)

当局側(釧路開発建設部)

安田 修(釧路開発建設部長)、佐藤 久泰(釧路開発建設部次長)  
大石 稔(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合釧路支部)

牛嶋 誠一(執行委員長)、石川 恒太(副執行委員長)  
上山 新吾(書記長)、三輪 望(執行委員)、宮崎 隆(執行委員)

### (議題)

当部職員の健康管理について

### (挨拶)

○ 全北海道開発局労働組合釧路支部執行委員長から

- ・ 昨年の1月以降、支部部局間で交渉がもたれていなかつたことは、極めて異状であり、遺憾と考えている。
- ・ 労使関係はお互いの立場を尊重し、真摯に話し合うことが大切である。当局も労働組合の考え方で参酌できることはしっかりと「業務推進方針」に生かしてもらいたい。
- ・ 支部としては分会・青年部婦人部・高齢者退職者も含め、これまでどおり要求をとりまとめ手交していく。要求書を受理し、交渉を受ける姿勢で良いか確認したい。
- ・ 予備交渉では、議題設定において時間がかかり過ぎる。組合としても当局の考え方方に沿って努力するが仕事に支障が出ることのないよう配慮願いたい。
- ・ 交渉の中身であるが、冷静で実のある交渉にしたい。当局も制約があるのは承知しているので、部長として答えられることは誠実に対応してもらいたい。
- ・ 所属長と分会との交渉については、職場での話合いが一番大切と考える。予備交渉・本交渉においてスムーズに話合いが行われるよう、課所長を指導してもらいたい。

○ 釧路開発建設部長から

- ・ 「新たな交渉の枠組みの考え方」が合意されて以降、初めての交渉であり、今後に向けて新たなスタートを切ることとなった。
- ・ この間、労使双方がお互いに苦労してここまでたどり着いたが、新たな交渉の枠組みを取り決めるに至った経緯を十分に踏まえ、この新たなルールに則った健全な労使関係の構築に努めていく所存である。
- ・ 当局としては、風通しの良い職場作りなど、良好な職場環境の構築に努めている

が、とりわけ職員の健康管理及び超過勤務の縮減は重要であると考えており、今後とも、勤務状況及び健康状態の把握に努めるなど、その徹底について管理者を指導していく。

- ・ 国民、道民の皆様の期待に応えるべく、北海道開発行政を一層推進し、信頼を確固たるものにしていきたいと考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

#### (交渉概要)

##### 【議題：当部職員の健康管理について】

###### ○ 職員団体側から

- ・ 開発局を巡る情勢の中で一人一人の置かれている立場、対応する業務は年々難しくなってきており、超過勤務は一向に改善されていない。長年の課題である超勤管理については当局もさまざまな方策がとられていると思うが、今日の交渉において超過勤務の適正な管理に努め、風通しの良い職場環境作りなどを通して、職員の健康管理を徹底するよう努力を求める。
- ・ 部当局で運用可能な「若年層の健康診断の充実」を求める。
- ・ メンタルヘルス対策については平成22年度釧路開発建設部健康管理計画でも触れられているが、色々なプレッシャーの中でメンタルヘルスが脅かされている状況であると考える。心の不調を原因とした休職者や休職から職場復帰した者、退職した者の当局における把握状況を確認したい。
- ・ 職場の状況はどうなのか組合も情報提供を求めていきたい。組合としても、組合員一人一人から職場の情報が出てくる。職員代表として参加してきた保健安全協議会が当局の一方的な形の中で廃止され、組合としては遺憾である。この件については、改めて話をさせてもらうが、組合が把握している中ではまだまだ超過勤務縮減の努力が足りなく、超過勤務がストレス要因となっており、その除去に力を注ぐべきである。職場の中でどれだけ超過勤務が行われているのかの把握をしているのか。
- ・ 当局はまだまだ努力することがあると考えている。この議題に関して分会から所長に対して意見を申し上げる場をしっかりと設けていただくようお願いする。また、当局側も職員に対して能動的に声掛けなどをすることが風通しの良い職場つくりにも繋がると考えるがどうか。
- ・ 若年層の健康管理に関する現状の予算の状況を確認したい。

###### ○ 当局側から

- ・ 職員の健康管理については、各種の健康診断及び健康安全教育の実施、勤務環境の点検整備などを推進し、職員の健康の保持増進の徹底を図っているところである。特にメンタルヘルス対策については、職員の勤務状況及び健康状態の把握に努めるとともに、カウンセリング制度の活用等の促進に努めるよう、引き続き課所長を指導したい。また、職場におけるストレス要因の軽減・除去及び勤務環境の向上を図り、心の不調を原因とした疾病の防止に努めたい。
- ・ 若年層を含め、職員の健康管理については、引き続き、当局で実施する各種の健康診断及びその再検査等の受診、直営診療所の利用促進、健康に関する知識の啓発

等を通じて行いたいと考えているが、若年層への健康診断の実施については、予算状況等を踏まえつつ検討したい。

- ・ メンタルヘルス対策については、人事院による「職員の心の健康づくりのための指針」においても、職場の有害なストレス要因の除去に努めること等が必要であるとされており、当局としても同様に考えている。

今年度の健康安全管理計画でも、メンタルヘルス教育については、内容の充実を図るとともに、広く職員が参加できるよう、「職員（係長クラス以下）に対するメンタルヘルス教育」を11月29日に実施した。また、「管理監督者（課長補佐クラス以上）に対するメンタルヘルス教育」の実施を予定している。

- ・ 勤務の状況は、課所によって様々だと考えているが、いずれにしても職員に過度の負荷が掛かるとのないように課所長を指導したい。
- ・ 職員の心の問題は大変デリケートな問題であり、取扱いには極めて慎重を要するものと考えているが、当局としても速やかに対応することが最も重要だと考えており、職員に対する普段からの声掛けや状況の把握にしっかり努めるよう、課所長を指導していく。
- ・ 若年層の健康診断については、予算状況等を踏まえつつ検討している。

※文責は釧路開発建設部当局（今後修正等があり得る。）